

議案第 84 号

松阪市語学指導等を行う外国青年の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

松阪市語学指導等を行う外国青年の給与及び旅費に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 62 号）の一部を次のように改正する。

平成 26 年 9 月 25 日 提出

松阪市長 山 中 光 茂

松阪市語学指導等を行う外国青年の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

松阪市語学指導等を行う外国青年の給与及び旅費に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 62 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「390 万円」を「396 万円」に改め、「30 万円を基準として」を削る。

第 5 条中「教育委員会が」の次に「別に」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。